

[指定小規模多機能型居宅介護]

[指定介護予防小規模多機能型居宅介護]

ラヴィータトレ運営規程

社会福祉法人ラヴィータ

[指定小規模多機能型居宅介護]

[指定介護予防小規模多機能型居宅介護] 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会法人ラヴィータが設置するラヴィータトレ（以下「事業所」という。）において実施する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対して、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業の運営)

第3条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能型居宅介護 ラヴィータ トレ
- (2) 所在地 大阪市此花区西九条2丁目15番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2)介護支援専門員 1名（常勤職員）

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3)介護従業者

看護職員 1名（常勤 1名）

介護職員 8名（常勤 4名、非常勤 4名）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 365日

(2)営業時間 通いサービス 基本時間 9時から17時まで
宿泊サービス 基本時間 17時から9時まで
訪問サービス 24時間

（指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

第7条 事業所の登録定員は29名とする。

2 事業所の通いサービスの利用定員は15名とする。

3 事業所の宿泊サービスの利用定員は5名とする。

（指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容）

第8条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1)介護計画の作成

(2)相談、援助等

(3)通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

②健康のチェック

③機能訓練

④入浴サービス

⑤食事サービス

⑥送迎サービス

(4)訪問サービスに関する内容

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

(介護計画の作成)

- 第9条 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成する。
- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を利用者に交付するものとする。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

- 第9条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
- (1)利用者の選択により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用
実費
- (2)利用者の選択により通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
実費
- (3)食事の提供に要する費用
朝食 334円／回、昼食 614円／回（おやつ代含む）、
夕食 614円／回
- (4)宿泊に要する費用 3,500円
- (5)おむつ代 実費（持ち込みも可）

- 4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 5 利用者は当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月末までに事業者の指示する銀行口座に振込、もしくは事業所窓口で支払うものとする。
- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、大阪市此花区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者及びその家族は指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（衛生管理等）

第12条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生しないように予防に努め、又発生した場合は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医と当該利用者の家族等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の事故の状況及び

事故に際して採った処置について記録をするものとする。

- 4 利用者に対する小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（内 1 回は夜間想定とする）

- 2 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業所の従業者等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

- 3 非常災害に備え、定期的に地域住民との連携を図り、避難訓練を行う。

（苦情処理）

第 15 条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（情報公開）

第 16 条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号、以下「解釈通知」という。）第 3 の三の 4 の(4)に基づき、官報において公開する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 19 条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録等を整備し、利用者の家族に対し説明し、同意を得たうえで身体等の拘束を行う。

(地域との連携など)

第 20 条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 6 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ラヴィータと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

